

平成 1 8 年度

第 1 回 鞍手町行財政改革推進委員会

会 議 録

平成 1 8 年 7 月 5 日

於：鞍手町議会議事堂

平成18年度 第1回 鞍手町行財政改革推進委員会

- 1 開催日 平成18年7月5日(水)
- 2 開催時間 開会 9時57分
閉会 12時05分
- 3 開催場所 鞍手町議会議事堂
- 4 出席委員 会長 福本博文
職務代理 宮崎實男
委員 川野高實 白石修二
許斐英幸 有松弘美
薦野君由 麻生秀生
藤井福吉 榊原 紘
武谷位千子 小島美智子
亀井 滋 五百路恵美子
- 5 欠席委員 なし
- 6 推進本部 柴田好輝 諸富義和
本松吉憲 松澤 守
後藤幸雄 長友浩一
松尾保則 古野正明
梶栗英正 吉田正行
原 繁 幸 田中正一
- 7 事務局 鶴崎節男 白石秀美
石田正樹
- 8 傍聴者 なし

平成 18 年度 第 1 回 鞍手町行財政改革推進委員会会議

日時：平成 18 年 7 月 5 日（水）

午前 10 時 00 分から

場所：鞍手町議会議事堂

会議次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．町長あいさつ
- 4．任命辞令の交付{川野高實委員（交代） 仲野 守委員}
- 5．会議録署名人の指名
- 6．議事
 - (1) 第 4 次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について
(資料 1、資料 2、資料 3)
 - (2) 公営企業中期経営計画について(資料 4)
 - (3) 第 3 次改革における未実施等項目の取り扱いについて(資料 5)
 - (4) その他(資料 6、資料 7)
- 7．閉会

【議 事】

事務局

皆さん、おはようございます。全員お揃いですので、定刻前ですけれども始めさせていただきます。ただ今から、平成18年度第1回鞍手町行財政改革推進委員会の会議を開会します。携帯電話については、電源をお切りいただくかマナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、庁舎内のエアコンにつきましては、経費節減や環境問題等に配慮いたしまして、高めの室温設定にしておりますので、職員につきましても、上着やネクタイを着用せず軽装で出席しております。委員の皆様におかれましても、どうぞ審議のしやすいスタイルをお願いいたします。さて、本委員会につきましては、条例の規定により15名の委員で構成しておりますが、先日、6月27日の日に、突然ですが区長会選出の委員でありました、添田忠敏委員がお亡くなりになりました。よって、本日は1名欠員の14名で進めさせていただきますのでよろしくようお願いいたします。また、本日、推進本部からは、本部長の柴田町長の他、正副専門部会長及び公営企業関係の課長・局長が出席しておりますが、町長は公務の都合によりまして、議事に入ります前に退席をさせていただきますので、よろしくようお願いいたします。それから、事務局につきまして、7月1日付で職員の異動がありました。事務局長であります行財政改革特別対策推進室長が、諸富室長から前企画財政課長の鶴崎課長に変わりました。本日はこれまでの進捗状況の報告でございますので、両新旧室長とも出席をさせていただいております。ここでごあいさつをさせていただきます。

諸富前室長

貴重な時間をおかりしまして、実は今、司会の案内のとおり7月1日付で、収入役室長という形の拜命を受けました。現在、新しいところで一生懸命がんばっておりますが、委員長また委員の皆様には、昨年6月からですね、一生懸命この行財政改革に取り組んでいただきまして、初期の目的でございます改革プランができあがりしました。私としましてはですね、やはりこの改革プランを確実に実行することが、鞍手町の将来、財政運営に非常に役立つと考えております。私が収入役室に行きましても、これは職員全員で取り組む計画でございますので、一生懸命この計画に取り組んでいく心づもりでございます。委員の皆様にはですね、今までと変わらずご支援、ご協力を賜りますようお願いいたしまして、簡単でございますがあいさつに代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

鶴崎室長

皆さん、おはようございます。7月1日付で行財政改革特別対策推進室長となりました鶴崎と申します。どうぞよろしくお願い致します。諸富室長の後を引き継ぎまして、私の仕事は、集中改革プランの目標を達成することが、私の責務だと思っております。全力をあげて取り組んでいきますので、よろしくお願い致します。簡単ですけどもあいさつとさせていただきます。

事務局

本日の会議は、事前に送付いたしました会議次第に従って進行させていただきますが、その前に資料の確認をさせていただきたいと思います。事前に送付をいたしました資料、会議次第の他、資料のナンバーがですね、それぞれの資料の右上に打っております。資料の1から資料の6までが事前に送付いたしました資料でございます。また本日、机の上にお配りしています資料の7とプランの総括表というものがございます。総括表につきましては、資料の3の一部としてご覧をいただきたいと思いますっております。もし資料として揃っていないものがありましたら、事務局の方にご連絡いただければと思います。それから、資料6と資料7の関係ですが、ただ今、7月1日付で異動があったという部分をお知らせいたしましたけども、その関係で本部の名簿に若干修正がありましたので、その部分をつけております。それから推進委員会についても委員の交代ということがありますので、その関係で整理したものをお配りしております。よろしく願いをいたします。それでは議事の2番目、会長のあいさつにまいります。会長あいさつを福本会長お願いいたします。

福本会長

おはようございます。本日は行財政改革推進委員会ということでございまして、大変ですね、足元の悪い中、久しぶりに各委員さんにお集まりいただきまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。昨年6月にですね、この会を立ち上げて1年が過ぎました。当時、篠原町長から諮問を受けましたので、そういった中で答申をですね、約半年間にわたりまして慎重審議をいたしまして、そして昨年に答申をいたしました。本年、18年の4月から、いよいよこの行財政改革の実行ということでございますけども、4月にちょうど前町長さんが引退されまして、新しい柴田町長さんが誕生されていらっしゃる。そういった中で柴田町長さんも、いわゆる行財政改革の改革断行ということでですね、非常に力強い所信をいただいておりますし、また、攻めの姿勢ということでですね、我々も大変に期待をいたしているわけでございます。そういった中で我々は諮問機関ではございますけども、これからいよいよ行財政改革の実行ということでございますので、諮問機関であるわけではございませんけども、視点を変えまして、そしてまた、その進捗状況ですか、そういったものもですね、これからどしどし意見を言いたいという風に思っております。また、そういったことをすることによりまして、安定した行政の経営ができるのではなかろうかという風に思っておりますので、是非ともですね、これからは、そういった進捗状況、あるいは、そういったいろんなですね行財政改革のいわゆる実効性につきましては、これからもですね、念頭に入れていただいて、注視していただきたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく願い申しあげまして、簡単でございますけども、私のごあいさつとさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。引き続きまして行財政改革推進本部長であります柴田町

長からごあいさつを申し上げます。

柴田本部長

皆さん、おはようございます。本日は何かとお忙しい中、鞍手町行財政改革推進委員会に出席していただきましてありがとうございました。ただ今、時節柄非常にここ2、3日、天気が、雨の方が、やはり夜になると降ってくるということで、非常に職員も夜になると常に警戒態勢をとってがんばっております。かなり降っておりますが、人命にいたるところまではいっておりませんので、まあ、不幸中の幸いかなと、かように思っております。さて、行財政改革推進委員会はですね、私が議会にいるときに、6月、今、福本会長から言われましたように、委員会を立ち上げられまして、11回の会議をもって、12月7日に答申をされまして、その11回の中で非常に意義のある内容を答申されたことに対しまして、皆様方にこの席を借りまして心からお礼を申し上げます。私はですね、答申の趣旨は尊重して粛々と進めているところでございますが、集中改革プランでは21年までの5ヵ年で14億の財源を節減。まあ、そうは言いながらも実際は財政シミュレーションで21年までの間に25億の財源不足になりますよとこういうものも出ております。福本会長に全てをお願いするわけではございませんが、まだ11億ですね、ちょっと足りないところがありますので、その辺も含めまして皆様方によりしくお願いをして、私達もそれについて前向きにがんばっていきたくと。まあ、そうは言いながらもですね、私は福祉を後退することなく、財源の確保にはですね、今、いずれにしましても出の方はある程度絞られてこられた。それから今度はやはり、どうしたら財源が入ってくるかと、そういうことも含めまして私は取り組んでいきたくと。やはり入ってこないと出せないからですね。出すものを絞っていくと非常に鞍手町も明るいまちにはならないかなと、かように思っております。そういうことも、私の気持ちをご理解していただきまして、今後、皆様方にお知恵を借りたいと。実行段階と進捗状況がありますけども、今日提案されているのは、企業会計等のそういう部分も出てくるかと思しますので、よろしく慎重審議していただきまして、やはり明るいまちということは財源がやっぱり豊かじゃないといけなからですね、そういうところをよくご理解していただきましてよろしくお願ひしたいと思ひます。どうも本日はありがとうございました。

事務局

次に、次第の4番目の任命辞令の交付に移ります。議会選出委員でありました川野委員から仲野委員への交代が今回ありますので、町長より任命辞令を交付いたします。任期は前任委員の残任期間となります。それではお願ひします。

辞令交付

この後、議事に入りますが町長につきましては、公務の都合によりましてここで退席をさせていただきます。ご了承のほど、よろしくお願ひいたします。

柴田本部長

それでは皆さん、よろしく願いいたします。

事務局

ここから議事に入ります。条例の規定によりまして会長に議長として議事進行をお願いいたします。

福本会長

まずですね、会議の次第ですね。5番目でございますけども、会議録署名人の指名をさせていただきたいと思っております。本日の会議録署名人は麻生委員と藤井委員によりましてお願いいたします。それでは早速ですね6番目の議事に入りたいと思っております。括弧1、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について、事務局の説明を求めます。はい、事務局。

事務局

1番目の第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況について、事務局説明をいたします。座って説明をさせていただきます。この議事についての説明につきましては、まず最初に事務局から資料1を使用して説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。資料1は第4次行財政改革の進捗状況報告についての基本的な考え方ということで、進捗状況の一覧表、資料2をまとめていく上で、きちんと定めておくべき部分についてここでまとめております。これを踏まえて、その後の資料2以降について見ていただきたいと思いますと考えております。まず1番目の進捗状況報告についての基本的な考え方ですが、各項目を次の6区分に分類し、住民に分かりやすい説明を前提に、前年度決算状況や当該年度予算の措置状況などの具体的な内容からまとめ報告する。添付資料がある場合も同様のことに十分配慮して作成する。ということにしております。項目の区分、6区分につきましては、括弧1から括弧6にありますように、実施済みの項目、実施中の項目、実施期間前の項目、検討済みの項目、検討中の項目、検討期間前の項目として、それぞれに処理の仕方を定めております。2枚目に移りまして、進捗率というものを進捗状況一覧の中に掲げております。この進捗率についての考え方です。平成17年度から21年度までの計画期間、5年間における最終目標、数値目標を定めている場合はその数値への到達度をパーセンテージで報告するものとしております。それで数値目標を定めている場合と、数値目標を定めていない場合がございます。まずの数値目標を定めている場合ですが、プランに掲げました現状の数値、この場合、基本となっている数値は平成16年度又は平成17年度の実績ということになります。ここから最終目標数値への到達率を、初年度から当該実施年度までの進捗率として毎年度終了後に報告する。ということで、今年度報告する分につきましては、17年度分の進捗率ということになりますが、来年報告する部分については、17年度と18年度を合算した進捗率という形になります。また当該年度において、すでに措置予算を行っているものは、予算執行後の到達率の50%を進捗率に合算して計上するというので、現状におきましては、平成18年度予算に既に改革部

分について予算を計上している部分があります。予算の執行があって100%のそこまでの進捗率になるわけですが、予算を、まだ組んだ段階で執行に至っていないという現状ですので、その半分の50%を17年度の実績にプラスした形で進捗率を掲げております。それから、数値目標を定めていない場合というのを に定めています。表にしております1番左側に進捗率の目安ということで、1番上がハイフン、それから0、20から100まで定めております。それで左側と右側に分けておりますが、左側はいわゆる検討段階にある部分のものという風にご理解ください。右側は検討が終わって実施段階に入ったものの進捗率の考え方ということでございます。ですから、左側の検討が100%に達したものは、今度は右側にあって0%から実施の100%を目指していくという形になります。記入をしているのはですね、ハイフンで記入している場合は、検討期間前であるとか、実施期間前であるという場合です。それから0%としてある場合は、その期間に入っているが未着手の状態であると。それから20%としている場合は、既に着手はしているけれども、まだいろんな情報収集とか、いろんな手続きを進めているというような段階で、まだ具体的なものが出てきていないという場合が20%としています。それから、検討段階が半分よりもやや手前の段階に至った時には40%、半分を超えた場合には60%というような形で、これは実施についても同じなんですけれどもそのようにしております。それから80%とする場合については、検討あるいは実施がもうほぼ完了しているような状況、後もう少しというような段階に入った場合80と。100%という場合については、検討の場合は、もう検討結果を公表できます。実施に移せますという段階が100%です。実施の場合は既に十分な効果が出ている、あるいは目標としていた効果を上回っているような場合も100%とすることとしています。それから、効果額についての考え方ですけれども、効果額は基本的には収入の増加額及び支出の削減額と捉えられるわけですが、複数年度にわたる計画においては、場合によっては条件整備の支出の増加というようなこともありますので、一時的にマイナスの効果、支出が増加するというような場合も考えられる場合があります。この場合はマイナスの効果額としてあげます。効果額欄に記載する金額についてですが、前年度実績における支出の削減額、収入の増加額及び支出の増加額を合計して、計画期間内の実績に合算したものを効果額として報告するというので、本年度につきましては、平成17年度分だけになりますけれども、来年度以降については、平成17年度、平成18年度といった部分の合計した部分の効果額が、毎年度積み重なって報告をしていくという形になります。それから、予算措置により当該年度中に見込まれる効果額というものがあります。これは効果額欄には記載せずに、具体的取組内容欄で説明をする際に、そこに効果額として、これくらい本年度中に見込まれますというような形で記載していくような形にしております。以上のような考え方を踏まえまして資料2を作成しております。資料2を見ていただきますと、47の改革項目につきまして、1番左側に1番から47まで番号を打っております。その右側に具体的改革項目ということで、改革項目の名称が記載されております。この中で1枚目4番目の国基準の90%に改定というところを見ていただきたいのですが、その下に括弧書きで、18年4月7日個票訂正差替えというふうなものが入っております。こういったものがいくつか出てまいります。この個票の差

し替えがある部分については資料の3に綴っております。それから進捗状況一覧の説明として参考資料が出てきます分については資料2の から まで、 はちょっと違うんですが、そこにあります。そういった部分を併せて見ていただくこととなりますのでよろしくお願いをいたします。それでは、資料2を中心に専門部会の方から進捗状況を報告してまいります。初めに財政専門部会の方から報告をいたします。松澤課長が行います。

松澤本部長

それではすみませんが座って説明させていただきます。それでは財政専門部会より、進捗状況を報告させていただきます。1番目の「目標収納率の設定」では、実施期間を18年4月からとしております。ということで区分は実施中としています。進捗率は0%としていますが、既に具体的取組内容欄で示していますように、現在、取り組んでいるところです。その内容は「実施概要では、現年度分収納率を100%、現に収納率の低いものについては最低98%を目標とし、滞納分については16年度実績の50%アップを目標としています。その実現のため、各種研修会に積極的に参加し、収納強化に取り組んでいる他市町の状況等を調査するなど、収納強化に向けての準備に取り組んでいます。また、税務課窓口を毎週木曜日に午後7時まで延長し、利便性の向上を図ることにより収納率向上に少しでもつながるように努めています。」としています。参考資料として2 - に平成17年度の決算の数字が確定していますので、平成17年度分収入状況一覧表を添付しております。なお、効果額につきましては、18年度末に効果額が確定するというので、現在のところ0円としております。2番目の「滞納処分の強化や民事手続の実施」では、区分は実施中で、進捗率は具体的取組内容で示すとおり取り組んでいることから20%としています。具体的取組内容は「平成18年2月1日に収納対策プロジェクトチームを発足し、現在、特別収納対策課に引き継ぐための基準づくり及び悪質滞納者のリストアップに取り組んでいます。」。効果額については、最終的な差押え、民事手続への準備段階ということで、今では0円としています。3番目の「振替制度の利用促進」については、18年4月から実施ということで、区分は実施中としています。進捗率は0%としておりますが、具体的取組内容に示すとおり、「納付書送付時に「口座振替利用のお願い」というチラシを同封し、また、各窓口においても口座振替を口頭でお願いしています。」。以上のように取り組んでいます。参考資料として2 - に17年9月と18年3月末現在の口座振替率の比較して表をつけております。主な収入の口座振替率一覧表という表を添付しております。効果額は今のところ0円としています。4番目の「国基準の90%に改定」では、個票の訂正差替分をつけておりますのでよろしくお願いをいたします。個票の訂正の内容につきましては、県のヒアリングの際に、効果額の累計の仕方の違いを指摘されまして、551万8千円から1099万8千円に効果額の変更をしております。区分は19年度から実施ということで実施期間前、進捗率はハイフンにしていますが、具体的取組内容欄に示していますように取り組むための準備として「保育料の改定に理解を得られるよう保育サービスを拡充するため延長保育を実施し、休日保育についても、実施に向け予算措置を行っています。」。以上のように取り組んでいます。

ということで、効果額は実施前ということで0円としています。5番目は「施設使用料の有料化及び減免規定の見直し」ですが、区分は検討中です。進捗率は現在検討中の段階で具体的内容に示すとおりの状況ですので20%としています。その内容は「現在、減免状況及び無料施設の把握を行っています。また、近隣市町の状況を調査し、10月までに検討結果が出せるように取り組んでいます。」。効果額は0円としています。6番目の「企業誘致の促進と未利用地の処分」は、区分は検討中です。進捗率は現在検討中の段階で具体的内容に示すとおりの状況ですので20%としています。その内容は「現在、未利用地の現状を確認しています。整理が出来次第、それぞれにあった活用策を検討することとしています。」。効果額は0円としています。7番目の「交付基準に基づく各種補助金の見直し」については、区分は19年度から実施ということで実施期間前とし、進捗率はハイフンとしています。具体的取組内容で示すとおりに取り組んでいますということで、その内容は「現在、審査シートの検討及び基準の作成をしています。また、関係各課に対象団体の17年度決算書及び予算書、事業報告書等の提出を依頼しています。それらに基づいて審査し、継続・縮減・廃止等に分類し各団体に理解を求めていくこととしています。」。実施期間前ですので効果額は0円としています。8番目の「適正な組織体制・人事配置の合理化」ですが、これは資料の追加として「年度別職員数と組織統廃合の状況」をつけておりますので参考にさせていただきたいと思います。区分は18年度から実施ですので実施中としています。進捗率は削減目標数18人に対して4人ということで22%としております。具体的取組内容は「定数削減目標数の18人に対し、平成18年度では退職者4人の不補充による人員削減及び課の統合を実施しています。不補充による効果として、18年度～21年度までの4年間で5600万円の削減効果が見込まれます。」。効果額は18年度終了時に効果が確認できるということで、今回は0円としています。9番目の「特別職等の給与・報酬等の見直し」について、効果額の訂正をしております。効果額の訂正のため、個票及び資料の差替えをお願いいたします。訂正の内容は、18年4月に町会議員の補欠選挙があり2名の欠員が補充されたため、削減効果額が減少することによる訂正です。区分は実施中としております。また、進捗率は目標額に対し7%、効果額として39万2千円。具体的取組内容では「平成17年12月議会において議決され、現在実施しています。17年度では39万2千円の削減効果がありました。また、18年度では1311万8千円の削減効果が見込まれます。」。10番目の「公共事業（町単独土木事業費）の抑制」では、18年度から実施ということで区分は現在実施中としています。進捗率は、削減目標額から見て16%としています。具体的取組内容は「平成18年度当初予算において、継続事業及び緊急を要する事業のみを精査し計上を行っています。18年度では、目標を2618万5千円上回る1億9004万6千円の削減効果が見込まれます。」。なお、参考資料として、後ろの方に財政シミュレーションから見た現予算額と削減額を記した、資料2 - 「町単独土木事業各年度事業費」を添付しております。効果額は18年度末に金額が確定するということから、現在の効果額は0円としています。11番目、「敬老祝金の支給対象者の見直し」は、平成18年度から実施ということで、区分は実施中としています。進捗率は目標金額から見て21%としています。具体的取組内容では「平成18年度予算に計

上し実施する予定であり、区長及び広報等により周知を図っています。18年度では260万6千円の効果が見込まれます。」。効果額の欄は、18年度末に金額が確定することから現段階では0円としています。12番目の「投資的経費の削減」では、18年度から実施ということで区分は実施中としています。進捗率は具体的内容に示していますがマイナス59%としています。その内容は、「平成18年度当初予算において、必要な事業、緊急を要する事業のみを精査し計上を行っていますが、労働費が増額となっているため、結果としてマイナス効果を見込んでいます。」。労働費の主なものは、特定地域開発就労事業です。これは国庫補助金及び交付金で、ほぼ全額措置されることとなっていますが、財政シミュレーションから見ると結局は増加となっています。参考資料として資料2- に「主要事業実施計画総括年度別集計表」を添付しております。効果額は18年度末に金額が確定することから現在は0円としています。以上が財政専門部会の進捗状況でございます。

事務局

13番目の項目から、行政運営専門部会の本松課長の方から報告をいたします。

本松本部員

それでは、行政運営の方から報告いたします。13番の「職員提案制度の導入」、これにつきましては、17年度から実施ということで区分については実施中といたしております。具体的には、「平成17年2月24日に第1回特別提案募集を行っております。現在、提案されたものを調整会議の中で検討いたしております。」。そういったことから進捗率を20%という風に表現いたしております。この提案につきましては、今後いわゆる採否、採用するか否かの検討をした上で、効果のあるものについては実施していくということで、今後そういった流れになっていきます。次に14番の「決裁規程の見直し」ということで、これは18年度実施といたしておりました。具体的には、「各課局長への権限移譲範囲の素案まで作成いたしております。これにつきましては平成19年4月から収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、政令により具体的事項が決まり次第、再度、素案の見直しを行い、実施に移行したいという風に考えております。」。現在、進捗率を0%といたしております。次に15番の「事務処理の一元化」でございます。これも18年度実施ということにいたしております。これにつきましては、「人件費の支払事務処理の一元化ということで、現在、実務上どういった方向で持っていくかということで協議を行っております。協議が整い次第、実施に移行する。」ということで、現段階では0%といたしております。この実施後につきましては、さらに一元化できる事務事業の見直し、そういったものを調査を行っていきたいという風には考えております。次に16番の「電算システムの活用促進」。これは、当初個票では検討と、18年度検討という風に表現いたしておりましたが、実際には17年度の部分で、もう実施に移行できるという部分がございますので実施に移っております。具体的には、「平成18年1月に職員より、こういった電算処理の活用ができないかという、そういった案件の募集をいたしております。その中で、各職域より88件の要望がございました。うち、既に処理したものの

25件、現在作業中のものが25件、SE依頼、これは電算のメーカーですけど、ここに依頼しているものが11件、検討中が8件、電算処理では対応が不可能というのが19件となっております。」。現在、全てのものを仕分けしておりませんが、具体的に効果の部分を上計しておりませんが、9から12の事務事業で、年間24時間、こういった部分で事務事業が短縮できたと、現在報告を受けた分だけでございますけど、そういった効果が出てきているということで、進捗率につきましては実施中ということで60%にいたしております。この件につきましては、今後もそうした案件があれば随時募集を行って、さらに改善を図っていききたいという風に考えております。そういったことで後ほどご説明をしますが、個票も差し替えをさせていただいております。次に17番、それから18番、「行政評価の導入」と「住民ニーズの把握」。この部分につきましては、18年度検討ということにいたしております。「現在、資料収集中です。」ということで具体的に説明にあげておりますが、先進地事例等の資料を集めております。今後、これについて具体的にどういった取り組みをしていくかといった方向性なり方針を十分検討したうえで、進捗率の報告もしていきたいという風に思っております。そういったことで、現在、資料収集中ということで、進捗率をそれぞれ20%ということで表現させていただいております。次に、次のページにちょっと飛んでいただきまして、22番、「行政情報の公表公開」。これにつきましても、18年度検討といたしております。「現在、資料収集中です。」ということで進捗率20%と表現させていただいております。これにつきましても、今後、先進地事例等を参考にしながら、具体的なものを検討していきたいという風に考えております。それから23番の「住民参画の推進」、24番の「住民団体の育成・支援」という部分でございますけど、これにつきましても、「現在、資料収集中です。」ということで進捗率20%といたしておりますが、これそれぞれ、いわゆる最終的に住民との協働という分野につながっていくものと考えております。そういったことで方向性を、今後、十分検討していきたいということにいたしております。次にちょっと飛びますが、33番、「附属機関の見直し」ということで、これにつきましても、18年度検討ということにいたしております。「現在、資料収集、いわゆる先進地事例等の資料までの収集を終わっております。」。そういったことで進捗率を20%とさせていただいております。これにつきましても、今後、具体的に基本方向性を決めていきたい。いわゆる例えば、附属機関の人数をどうするか、あるいは住民参画の度合いをどうするか、あるいは女性参画の部分はどうするか、こういった1つの原則となります、いわゆる方向性、こういったものを示して、今後、そういったものに現在の附属機関の見直しを行っていくような素案作りを、今後、やっていきたいという風に考えております。以上で行政運営の報告を終わります。

事務局

続きまして、組織機構専門部会からの報告になりますが、ここで地方自治法の改正の関係、ちょっと説明の中にも出てまいりましたけれども、その関係で、組織機構関係であげている25番の「課室局の統廃合」、それから27の「特別収納対策課の設置」、それから29の「収入役事務の兼掌」に関する、この3つの項目について、この改正

との関係が出てまいりましたので、その辺について先に事務局より説明をさせていただきます。この改正地方自治法の関係ですが、資料としてはですね、資料2 - というところに流れを時系列に並べたものをつけておりますので、これを見ていただきたいと思います。この表にしておりますようにですね、第164国会が6月18日までで終わりましたけれども、その中で地方自治法の改正についての審議が行われました。そして6月7日にこの新しい法律が公布されまして、19年の4月1日から施行することとなりました。集中改革プランにおいて予定していました改革の取り組みが、これによって変更せざるを得ないという状況になったわけでございます。どういう内容かと申しますと、来年の4月1日からは、市町村の特別職である収入役は廃止されて一般職の会計管理者を置くこととなります。つまりプランのとおり助役が収入役事務を兼掌することといたしましても、来年の3月31日までとなります。このことから現在は、助役による収入役事務の兼掌は行わずに、当面は、総務人権課長が収入役職務代理者として6月末までは対応してきました。その後、収入役室長というものができまして、そちらの方に収入役職務代理を移しております。プランでは、助役による収入役事務の兼掌以後は、会計係を総務人権課の班とする予定でした。会計管理者を置くこととなりますと、地方自治法の改正では、会計事務の重要性に配慮して、その担当課を置く必要があります。その担当課を総務人権課とした場合、総務人権課長が会計管理者となることになり、既に統合して総務人権課として運営している現状から、ちょっと無理があるという風に思われます。一方で、先ほど申しあげましたような3つの改革項目も掲げております。町長部局におきましては12課を8課に統廃合していこうという項目もあります。こういったものを一体となったプランの見直しが必要になってきました。この3項目が目指す内容というのをですね、本来目指していたものをあまり大きく変更することなく、今後のそういった会計事務の体制に必要なものを構築していこうということで、課としての業務量にも配慮しながら、会計事務と収納対策事務の機能を併せ持つ担当課を設置することとしてはどうかということで、現状考えているわけでございます。6月末までは総務人権課長が収入役職務代理者として対応してきましたが、7月からは収入役室長が担当しています。当該室長がこれで対応をしていきまして、10月には特別収納対策課を設置する予定にしておりましたので、ここで会計事務と収納対策事務を一体となって所掌する会計収納対策事務の担当課、まだ正式名称というのは未定ですけれども、そういったものに再編をして、10月以降はその担当課長が収入役職務代理者として引き続き行っていくと。そして来年の4月1日からは同担当課長が会計管理者、今回の地方自治法の改正による会計管理者に移行することで、円滑にその体制が構築できるものという風に考えております。また、収納の対策事務を併せて所掌する課をつくることによりまして、プランに掲げています12課から8課への統廃合とか、あるいは収納対策の強化にも十分対応できるものと考えております。なお、個票内容の修正については、業務量調査の結果によっては当初予定をしておりました課の統廃合のパターンが若干変わる可能性も出てまいりますので、現時点につきましては、課室局の統廃合、それから特別収納対策課の設置の項目については扱わずにそのままにしております。以上の内容をもとに個票内容の見直しも併せて、組織機構専門部会から経過報告をさせていただきます。

す。資料2に戻りまして、資料2の19番からの説明になります。説明は組織機構専門部会の古野課長が行います。

古野本部員

組織機構の方から提案説明をさせていただきます。まず19番、「住民にわかりやすい案内図やサインの設置」。これは実施中で、進捗率を20%として、効果額については不明で、0円にさせていただきます。具体的取組内容につきましては、「現在設置している案内図やサインについて、来庁者に対して平成18年6月30日まで満足度アンケート調査を実施しています。」と書いておりますが、既に6月30日まで実施いたしまして、現在、その集計が終わった段階で、後それに基づきまして分析、その後の作業を進めていきたいと考えております。それから20番、「申請手続きの改善」。先に具体的取組内容を説明させていただきます。「印鑑証明書（交付申請、再交付申請、改印・廃棄申請）、住民票と戸籍、転入・転出（国民健康保険、国民年金、水道、し尿、児童手当）申請について、平成18年4月1日より一元化を実施しています。」としております。これは既に実施中です。進捗率を40%とし、効果額については0円にさせていただきます。それから21番、「時間外窓口の設置」。具体的取組内容、「住民課及び税務課の証明関係の申請事務に対応するよう、毎週木曜日午後5時15分より午後7時まで、平成18年4月1日の週より実施しています。」。これも区分としては実施中で、既に実施をしておりますので進捗率を40%としています。効果額につきましては0円にさせていただきます。飛びまして25番、「課室局の統廃合」。具体的取組内容、「実施計画に基づき実施しています。まず平成18年4月1日付で産業課長が農業委員会事務局長を兼務、人権推進課と総務課を統合し総務人権課に、また、建設課長退職に伴い建設課長がまちづくり対策課長を兼務しています。」としています。既に実施中でございますので進捗率25%、効果額については0円にさせていただきます。26番、「グループ制の導入」。具体的取組内容、「現在、導入に向けての作業を行っております。」。これは実施期間前ですので、進捗率をハイフンとして、効果額を0円とさせていただきます。27番、「特別収納対策課の設置」。具体的取組内容、「10月1日に設置できるよう、担当課職員による「滞納整理に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、滞納の現況と課題を把握し、詳細に分析・検討をしています。」。これもそういう作業を行っておりますが、実施期間前ですので進捗率をハイフンとして、効果額を0円とさせていただきます。28番、「業務量に応じた適正配分」。具体的取組内容、「各課より事務量測定調査表（集計表）を提出してもらい、計画原案を作成し、調整作業を行っております。」。これは実施をしております。実施中で進捗率を20%にさせていただきます。効果額は0円にさせていただきます。それから、事務局が説明しました29番、当初は「収入役事務の兼掌」という形を具体的項目としてあげさせていただきますが、これを「収入役を置かない事務体制の構築」という形に変えて、個票の見直しをお願いいたします。具体的取組内容、事務局が説明した部分と重複しますが、「収入役の任期満了後は、助役が収入役事務を兼掌することとしていたしましたが、平成19年4月から、収入役廃止及び会計管理者の設置に係る改正地方自治法が施行されるため、特別

職の収入役は廃止され、一般職の会計管理者を設置することとなりました。平成19年3月31日まで収入役職務代理者を置く方が、同年4月1日以降設置する会計管理者への移行を、業務に支障なく行うことができるため、収入役の任期満了に伴い、職務代理者で対応しています。先ほど言いました資料2 - を、「改正地方自治法による会計事務と行財政改革による収納対策事務を一体的に所掌する部署の設置について」という形で添付をさせていただいております。それから30、31、32、それから次のページの35に関しましては、上段の34に全て関連いたしますので、先に34の方からご説明をさせていただきます。「人材育成基本方針の策定」。具体的取組内容、「鞍手町人材育成基本方針の作成作業を行っています。「連番30女性職員の管理職登用」「連番31異動希望自己申告制度の導入」「連番32昇格資格試験制度の導入」「連番35広域的な人事交流・派遣の検討」を位置付けることとしており、現在、最終調整を行っています。これは実施中で進捗率を40%、効果額を0円にさせていただいております。戻っていただきまして、30、31、32につきましては、具体的取組内容が全て一緒ですので、一括してご説明させていただきます。具体的内容の作業を行っておりますが、進捗率は、実施中ですが0%にさせていただいておりますが、具体的内容を今、行っております。具体的内容としましては、「人材育成基本方針に位置付け実施することとなっておりますので、策定された方針に基づき要領等を作成し、実施していくこととしています」。策定された後、新たにまたそれに基づきまして、要領を作成して、この3項目について実施することとしております。効果については0円にさせていただいております。飛びまして35番、「広域的な人事交流・派遣の検討」。これは検討中ですので、進捗率40%、効果0円とさせていただいておりますが、具体的取組内容については、「人材育成基本方針に位置付け実施することとなっておりますので、策定された方針に基づき、人事交流・派遣の受け入れ先などの検討を行います」。そういうことで40%、効果については0円にさせていただいております。以上が組織機構専門部会からのご報告でございます。

事務局

続きまして、36番目の項目からは施設専門部会の松尾課長が説明いたします。

松尾本部員

それでは、施設専門部会の方からご説明させていただきます。連番の36番、「施設改修計画の策定」。具体的取組内容ですが、「改修計画に係る金額設定を、主要事業計画に併せ250万円以上とし、様式、平成19年度から21年度までの5年間分を作成しまして、提出期限を7月末日と定め、施設を管理している主管課に対し、現在、調査を行っています。作業終了後、整理が出来次第、平成19年度当初予算に反映させるため、11月までに優先順位を付した改修計画を策定し、関係課に提出したいと思っております」。進捗率は、着手しましたが資料の提出はまだ行われておりません。既に計画策定に取り組んでおりますので、進捗率を20%としております。連番の37、「利用申請等の改善」。具体的取組内容ですが、「指定管理者制度導入に向けて、3月議会において条例等の整備を行い、また、指定管理者募集に対し募集要項等の整備

を行いました。指定管理者の運営により、閉庁時における利用申請等が行えるように指定管理業務仕様書に盛り込んでいます。」。既に作業に取り組んでおりますので進捗率を60%としております。連番38、「総合福祉センター」、39、「文化体育総合施設」、40、「大谷自然公園」、41、「鞍手町葬斎場」、42、「鞍手町衛生センター」は、指定管理者制度導入についてでありますので、一括してご説明させていただきます。「平成18年3月議会及び6月議会におきまして、条例等の整備を行いました。大谷自然公園を除く施設につきましては、募集要項の配布期間を6月30日で終わり、指定管理者の候補者の選定に向け、着々と事業を進めております。候補者が決定しますと、協定書の締結の運びとなり、9月に議会の議決を経た後に、10月1日から指定管理者による施設の管理を行うこととなります。ただし、大谷自然公園は条例の整備を行いました。平成18年4月に開設したばかりでありますので、1年間管理状況を町で把握した上で、平成19年度から指定管理者導入を計画しております。」。指定管理者制度の検討が既に終わっておりますので、大谷自然公園を除きまして進捗率は100%としております。大谷自然公園は、条例の整備が済んでおりますので20%としております。それから個票の方なんです。38、39、41、42を添付しております。21年度までの3年6カ月間で、総合福祉センター936万6千円。財政的効果ですが936万6千円。文化体育総合施設367万5千円。葬斎場277万9千円、衛生センター1199万8千円と見込んでおります。連番の43に戻っていただきたいと思っております。「剣第二・西川第二保育所の民営化の検討」。具体的取組内容ですが、「保育所民営化の是非について、周知方法や意見聴取の方法を検討しました。全園の保護者に対して行財政改革の文書配布により周知を行い、対象である2園については、懇談会を実施し意見聴取することとしています。また、古月保育所管理人については、廃止することを前提として、現在作業を進めています。」。進捗率は検討に既に取り組んでおりますので20%としております。連番44、「学校給食の民間委託」。具体的取組内容ですが、「3月初旬に実施した学校給食運営審議会の中で、学校給食民間委託についての説明を行いました。説明に対する反対意見はありませんでしたが、要望として、民間業者になっても、食材については地産・地消の継続と、食育が妨げられないような給食を提供して欲しいということでした。また、関係者の意見を十分に反映するため、PTA保護者・学校長等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っております。」。進捗率は既に準備を進めておりますので20%としております。連番の45、「学校用務員委託の廃止」。具体的取組内容ですが、「1月と3月に行いました教育委員会の中で、学校用務員委託の廃止の是非について協議を行い、廃止することを決定しました。廃止後の用務員が行っている施設の管理については、警備会社との業務委託契約を締結するようしております。」。検討は既に行っておりますので、進捗率は100%としております。これにも個票をつけておりますが、個票の45を見ていただきたいと思っております。平成19年度から、小学校6校、中学校2校、高等学校1校の計9校の用務員を廃止し、財政的効果を3900万円と見込んでおります。元に戻っていただきまして、連番の46、「室木小学校と西川小学校の統合についての検討」であります。具体的内容として「平成18年度中に検討委員会設置準備を行います。」。進捗率は検討期間前でありますので、進捗

率はハイフンとさせていただいております。それから連番の47、「鞍手分校の存続・統合・廃校に向けての検討」。具体的取組内容としまして、「関係者の意見を十分に反映するため、PTA等の構成による検討委員会を設置することとし、7月中に開催できるよう準備を行っています。また、7月に本校及び県教育庁との協議を行うこととしています。」。進捗率は協議中であり、既に取り組んでおりますので20%としております。以上で施設専門部会からの報告を終わります。

事務局

以上で、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況についての報告を終わります。なお、途中説明で出てきました、個票の追加とか項目名の変更などありましたので、本日お配りしています総括表の形に、総括表が変更になりますのでよろしくお願いいたします。

福本会長

今ですね、議事の1番、第4次集中改革プランに基づく取り組みの進捗状況につきまして、詳細までいろいろと説明を受けましたけども、資料1番、2番、3番とありますが、何かご質問やご意見がある方は挙手でよろしくお願いをしたいと思います。はい、榊原委員。

榊原委員

榊原でございます。今、いろいろと説明をいただきましたんですが、現状の説明の中で、いわゆるPDCAサイクルを廻してですね、今はまだ実行しただけであって、だから、まだ完成までいってませんよというのが現状かもわかりませんが、ただ、私が見るところ、例えば、提案制度を導入しました。平成17年に提案制度第1回をやりました。まだ今、18年の7月になる段階で、1年なんぼ経ってるわけですね。ところがその間、1つの提案はあったけども、本人に採用するかどうかの検討がされたのかどうかもわかりませんけども、いずれにしても、PDCAが本当に廻ってるんかねという感覚が、まず第1にあるわけです。こういう状況であれば、例えば、いくら職員のですね、やる気を起こさせるといいながらもですね、実際は、やる気を無くするようなことになっているんじゃないかなという、逆効果じゃないかなという思いがしてしょうがないわけです。その辺、いかがでございましょうか。

福本会長

はい、事務局。

事務局

ただ今、意見をいただきましたように、PDCAのサイクルが廻っているのかということのご質問ですけれども、実際、この職員提案制度につきましても、まだその1サイクルが廻っていないという、先ほども、榊原さんの方からもそういったことを言われていたけども、まだそういった現状の中にあります。実際、提案制度で募集

をかけた上で、一定の期間を置いて集め、そしてそれを本部の調整会議の方であげて、今、精査をしていただいて、いろんな意見等も含め出していただいて、最終的な採否を決めていこうという段階、そういったところに入っていますので、まだ1回目が廻ってしまって、そしてその募集提案のあり方の見直しが必要ということであれば、そこでそういったサイクルの効果を発揮していかなければいけないという風に思っておりますので、現状としては、まだその辺までは至っていないと思います。以上です。

福本会長

はい、どうぞ。

榊原委員

私が申しあげたいのは、いわゆる平成17年の2月に募集しましたよと。そして今、平成18年の・・・

(平成17年と記載しているのが、平成18年ではないかという指摘がある。)

事務局

すみません。ちょっといいですか。今、資料に間違いがございました。これは18年の2月でございます。申し訳ありません。

榊原委員

ご説明される方も17年ということで説明されましたので、私は17年だと思い込んでおりました。それと、もう1つですね、いわゆる18年にしてもですね、もう5ヶ月経ってるわけですね。一般的にいう我々、会社に居りました頃は、月1回ずつ締め切って、月1回ずつそういうアクションを起こして、そして早く本人に効果を知らせる、結果を知らせる。そして本人の意向を、提案の趣旨をいかに早く実現させて、そして改善に結び付けていくかというのは大変大事なことだろうと思うんですね。今、PDCAを廻してみえるとおっしゃるのであれば、そのスピードをですね、やはりもっと早くされないと、おそらく提案した人は、もう半年も経ってからね、いろいろ言われたって、もうその当時のことは忘れとるよと。今頃何を言っとるんかというような反応になるんじゃないかなという思いをします。是非1つ、そういう風にさせていただきたいという風に思います。

福本会長

他にございますか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

この中で、いわゆる敬老祝金の問題が取り上げられて、今年度から実施ということになっておると思います。で、この件についてですね、いわゆるその住民の中から、なぜ敬老祝金をこんなに削るんかという意見が出ております。その中で、いわゆる行

政側が説明をした中で、いわゆる行財政改革推進委員会の中でそれが決まったんよという回答を、住民の方にされたようにあるわけです。私はそういう、その方が聞いて私のところに言ってきた。お前たち何を決めとるんやと。老人だけ切れればいいと思っ
とるのかと。他に切るところはなんぼでもあろうが。という話を私のところに来て
されました。是非1つ、これは意見になるかもしれませんが、いわゆる行財政改革
推進委員会の中で決まったからだというようなことをですね、行政の方がおっしゃ
ること自体がね、我々、諮問機関であり、決定機関じゃないだろうと思うんです。こ
れは非常に、まあ、ここに居られる会長さんも、先般、総務人権という課の名前につ
いても、そういうご発言をされたように聞いていますけども、やっぱり会議で
ですね、そういうことを決めたからこうなんだとか、そういうことが決まったんだ
というようなことがですね、いわゆる独り歩きするというのは、私は大変心外に思
っているわけです。最終的に金額を決めたのはこの会議でもなんでもないだろ
うと思いますので、やはり、その辺をですね、ちょっとこの会議の本質的なあり
方をですね、よく行政の方がわきまえてですね、進めていただかんといか
んだろうと。これは私の意見です。質問じゃなくって意見かもしれません。

福本会長

はい、事務局。

諸富前室長

今、榊原委員が言われるとおり、この委員会はあくまでも諮問委員会
でございますので、最終的には町の執行部の方で、答申いただいたものを
どうするのかということ、最終的には計画をつくりあげていくという形
になっています。老人だけに負担をかけるわけではございませ
ん。内容を見てもらうとわかりますが、議員さん、職員、住民の方
にもやっぱり痛みを感じていただくという形の計画になってお
ります。そういう形で十分その辺りは広報等にも掲げてお
りますし、見えられればそういう話を十分させてい
ただくという気持ちを持っております。それと1つ
ですね、総務人権課という名前のもので、今、質問
がありました。このことにつきましても議会の中で
質問が出ました。私、担当課長でござい
ましたので、なぜそういう形のものの整理
をしたのかということ、十分、議会の中
では説明をいたしております。決して
委員会の中で決まったからという話は
1回もございませぬ。基本的には、最
最終的には町が定めた計画でござ
いますので、主体性を持ってや
ったものでございます。決して委員
さんが決めたんだという形は考
えておりませぬので、その辺り、
十分ご理解していただきたい
という風に考えております。以上
です。

福本会長

他にございますか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

目標収納率の中で、いわゆる資料の2 - が付いているわけなんです
が、2 - の

中で、国民健康保険税が1億なんぼの未収があるように書いてあるわけですね。これは、いわゆる、こういうものも当然、特別収納対策課の中で取り上げておやりいただくわけですね。

福本会長

はい、どうぞ。

松澤本部員

ただ今の国民健康保険の関係ですが、1億何千万か滞納があるということで、滞納が目標収納率、それを50%まで上げるという一応の目標ですか、目指すところは50%ということにしておりますが、現実的にはものすごく低い数字になっております。それと、収納対策課はですね、これに基づいて最終的な差押え等を実施して、これを行うことによって、他の方の、滞納の方の意識を変えるということになるかと思えます。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富前室長

収納対策課の目的をどうするのかという部分のお尋ねがありましたので、その辺は私の方から説明をさせていただきます。基本的には町に入る歳入、税に限らずですね、住宅家賃、それから保育所の保育料、それと今考えておりますのは、給食費のものも少し考えていかなければならないと思っております。基本的には町に入る歳入について、この収納対策課でやっていきたいと考えております。やはり、非常に今、収納率がご覧のとおり落ちております。私どもの考えるところによりますと、払わなければごね得という部分が非常にはびこっている状況があるんじゃないかなという気がいたしております。ですから、やはり善良な納税者との公平を図るために、そういう収納対策課を設置しましてがんばっていききたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、亀井委員さん。

亀井委員

資料2、具体的改革項目の18番ですね、「住民ニーズの把握」と、それからそれと関連して、23、24、この3つの関係で特徴的に出ているのが、いわゆる検討中、いわゆる資料収集中と。この取り組みは非常に遅れてるんですよ。確かに、内容的には住民との関係ですから、他の内容とは多少ですね、問題点や内容が違うと思いますが、いずれにしても、まちづくりを、新しいまちづくりをやっていく上で、行政も変わらなきゃいけないし、議会も変わらなきゃいけない。住民の参加をどう求めている

くかというのがですね、この3本の柱なんですよ。そういう意味で非常に大事な部分ですね、かなり取り組みとして遅れてると。ちょっと気になるんですよ。したがって、今遅れてる原因といいますか、検討中という関係の、いわゆる今の現状といいますかね、そういうものを、ちょっと取り組みの現状をお聞かせいただきたいという風に思っています。

福本会長

はい、どうぞ。

本松本部員

ご指摘の18番から、いわゆる住民参画、1番大きな問題でございます。確かに言われるように、この表現では、資料収集中という表現で終わっております。これにつきましては、具体的にまず住民のニーズの把握、いわゆる住民との懇談会、あるいは出前講座、こういったものをまず第1段階でやるべきだろうと。その上でそれを踏まえて住民参画、そういったものに発展させたいという考えであります。現段階ではですね、いわゆる出前講座、あるいは懇談会、これを具体的にどうやっていくかということで、いわゆる要領等の作成を現在しております。それができた段階でですね、早い時期に実施に移していきたいという考えを持っております。個票では18年度中検討ということになっておりますが、これにつきましては、実施できる段階がくれば実施に移行したいという考えを持っております。もう少し準備時間をですね、例えば出前講座の場合、テーマをどうしていくか、あるいは職員が出ていくのか、町長が出るのか、そういった細かい点もでございます。そういった実施要領をですね、現在、方向性を検討いたしておりますので、そういったものが決まれば、すぐに協議していただいて実行に移していきたいとそういう風に考えています。それを踏まえて、今後の協働の分野、そういったものに発展していけばという風に考えています。以上でございます。

亀井委員

すいません。何時頃になりますかね。それまで聞いておきたいんですが。

福本会長

はい、どうぞ。

諸富前室長

この住民参画の部分というのはですね、そういう部分は確かに、行政サイドだけでは取り組みが非常に難しいと思います。私も、ここ何年かその辺りが叫ばれてきている状況は十分承知いたしております。やはり自治の部分の皆さん、例えば区長さんとかですね、そういった方たちと一緒にですね、この部分は取り組んでいかなければいけないと考えております。幸いですね、7日と8日に区長会が宗像でそういう研修を受けられたということでございますので、行政も一体となって、その辺りがん

ばっていきたいと思いますし、また、区長さんもお協力いただければと考えております。ですから行政だけで、資料を集めるということだけではなくして、区長さんも一体となつてがんばっていきたいと思います。ただ、なかなかですね、新しい部分でございますので、じゃあ何時までという形で、今の状況では明言ができません。ただ早くにそういう方向に進めていきたいと考えております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

44番の学校給食の民間委託の件でございますけれども、ここに書いてありますのは、いわゆる学校給食運営審議会の中で説明を行いましたと。そしたら、結果、反対意見はありませんでしたと。要望としてこうこうと書いてございます。このメンバーというのは、どういうメンバーでご審議されたんでございましょうか。

福本会長

はい、どうぞ。

松尾本部員

ちょうど学校教育課長が出ておりますので、施設の部分ですが、学校教育課長からお答えいたします。

原本部員

それでは説明いたします。運営審議会のメンバーはですね、PTAの会長さん、それから小中学校の校長、それから給食の担当の先生が2名、それと民教委員長さんです。以上でございます。

福本会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

榊原委員

今、お聞きした中でですね、関係者の意見を反映するため、PTA保護者とか校長等の検討委員会をつくると、こういうことを書いてあるんですが、だぶって検討するような感じになるわけですね。

福本会長

はい、原課長。

原本部員

今ある運営審議会のメンバーだけでなく、幅広い意見を取りたいと思いますので、

例えば、PTAの副会長さん。女性の方の意見も聞きたいと思いますので、この中に女性の副会長さんというような形でメンバーに加えていきたいと考えています。

福本会長

よろしいですか。次に行きましょうか。はい、榊原委員さん。

榊原委員

学校給食のそもそもの始まりというのは、いわゆる設備が古くなってますよと、だから更新するのに金がかかるから民間委託をと、こういう考え方でスタートしたと思います。ところがですね、実際、そのいわゆる本当に、その今の設備をですね、大きな金をかけてですね更新しなきゃいかんのかどうかと、そういうような根本的な問題の検討というのは、この中でどうされたのかよく分かりませんが、いずれにしてもですね、何かこう、民間委託ありきで、どんどんどんどん進んでるような感じがしてしょうがないわけですね。これ、公正な、そういう現状の設備を知ってですね、審議に加わってくれる方が何名おられるか、それもよく分かりませんが、やっぱり安易な方向へ、安易な方向へ、どんどんどんどん民間委託すれば何でも経費が安くなるよと、自分たちが汗をかかんでいいんよというような、民間委託、いわゆる指定管理者制度の利用ということを考えたら、ちょっとおかしいんじゃないかなという感じがします。で、これも意見になりますけども、例えば、町の施設利用の無料化を、金を上げるといようなことも項目として出てるわけですけども、いわゆる利用率を上げようという方向の検討が、どれだけなされてるのかなと。利用率を上げるための行動はどれだけできてるのかなと。そういう方向が本来、町民にとってですね、いわゆる負担が軽減でき、そして施設も有効に利用されるという方向になるんと違うのかなと。どうもそういう視点が、ちょっと委員会そのものが、ちょっと違ってんじゃないかなというような考えがあります。これは私の意見でございます。

福本会長

はい。次ございますか。はい、宮崎委員さん。

宮崎委員

5つ、6つあるんですが、1つはですね、13番、職員提案制度の導入。先ほど榊原さんから話がありましたが、この流れがですね、いわゆる提案されたものがどういった流れで、どこで検討されて、どこで決定されるのか、この辺りの流れをちょっと知りたい。それから14番の決裁規程の見直しとあります。この中で、収入役が廃止されたということでもあります。この成果というか、この結果は、随分と、収入役が辞められたら、それは大変なことやなと、大きな影響があるかなと思うけれども、一方で、どれだけの改革の成果というのが出てくるのか、この辺りがちょっとわからないなと。それからですね、小さいことですが、昨日もちょっとありました。電算システムですね、アリーナとか、ああいう利用の申請と、許可と、金銭の授受。これがですね、大変めんどくさいというか、1つひとつ分かれているわけです。それで紙

は半分しか印刷されてないとかいうのがありますので、これは事務量としてはかなり大きくなると思うんで、その辺りの見直しをちょっとしておいてほしいなという具合に思います。それから21番のですね、時間外窓口の設置、これはどれくらい効果があったのか、この辺りちょっとね、もう始められているわけですから、どれくらい時間外に、どれだけの利用者があったとかというようなことを、ちょっとでも話していただければと思います。それから30番、女性職員の管理職登用というのは、これはちょっと議会で取り上げられておりますので、この件はですね、私、あるとき突然、女性職員に課長になりなさいとか、係長になりなさいとかいうのは、大変、今の町の職制のあり方でいくと難しんじゃないかなという、私自身の感じですが、これは十分やっぱり女性の登用を考えるためには、若いときからですね、そういうような何か示唆を与えてですね、そして教育をしていくことで課長になっていただくというようなことが大事じゃないかなという具合に思います。それから33番、附属機関の見直しというのがございますが、これは大体、どんなものを附属機関として見てあるのか、これも1つ。それから学校給食、先ほど榊原さんから出ましたが、学校給食については、いわゆる給食費の未納がちょっとあるという具合に聞いておりますが、そこから見ますと、民間委託にした場合に未納分については、大体どんな風な考え方で対応できるかと、この辺りも考えておいてほしいなという具合に思います。以上です。

福本会長

答弁はいりませんか。

宮崎委員

答弁はいいです。検討しておいてもらえばいい。次回にでも何か。

福本会長

はい、亀井委員さん。

亀井委員

連番の34番ですけど、人材育成基本方針の策定ということなんですが、非常に、いわゆるここで働く職員の皆さん方の、労働条件に関する重要な問題ですよ。これを進める取り組みにあたっては、まず労働基準法をですね、しっかり踏まえて上でやっていただくということが、これは基本になるうかと思うんですよ。したがって、当然、ここ職員組合かなんかあるんでしょう。これを進めていくためには、必ずやっぱり、この職員組合の職員とですね、しっかり話をした上で、一方的に当局側で進めるということのないように、1つ、是非お願いをしたい。これは非常に大切なことですから。意見だけ言わせていただきたいと思います。

福本会長

はい、わかりました。はい、有松委員さん。

有松委員

資料2のですね、38番、総合福祉センターの指定管理者制度の導入があるんですが、公募によらない指定管理者の候補者の選定ということになっております。これによって個票もあるんですが、これは進捗率100%ということで、18年度の10月から導入するということになっておるんですが、公募によらないと、この公募によらないというのはどういう風になっているのか。どこの民間業者に委託するのか。ちょっとその点を1つ。

福本会長

はい、松尾課長。

松尾本部員

総合福祉センター、38番ですが、これは現在、公募によらない指定管理者の選定の方法で、現在、作業を進めております。作業を進めております、その要項、仕様書等をこの場ではどうかと思うんですが、社会福祉協議会に対してですね、今、協議をしているんですが、いろんな多くの事務を担当してもらおうようになりますので、現在、社会福祉協議会の方でそれだけの事務をする体制、それから金銭的なものも含めてですね、文書で近日中に意見とか疑問とか思われるところの分について書いていただいて、そしてまた町の方から協議しまして、文書で回答するというところで取り組んでおります。現在はそのような進捗状況です。

福本会長

はい、どうぞ。有松委員さん。

有松委員

今、社協ではですね、理事と、それから評議員の定数の見直しをやっております。これは、私は今、社協だよりを見て、私は委員ではありませんが、社協だよりを見たわけですが、これについてですね、7月が答申書の作成と、それから8月が検討委員会の答申と、9月が役員会に提出となっておりますが、これと一緒に関連してくるわけなんです、この委員が削減されるということで、民間委託になると定款の改正とか、それから登記とか変わってくるんですが、時期的にですね、10月が可能かということに、私は疑問を持っているんですが、その点はいかがでしょうか。

福本会長

はい、松尾課長。

松尾本部員

その時期的なものも含めてですね、社協の方から、まあ、10月1日ということで町の方は協議しておりますけど、その辺も含めて、これでは無理なのか、これから臨時理事会、評議員会を開いて、とにかく間に合わせるような体制をとっていただくの

かどうか、その辺も含めて、まだ社協の方からは質問等がっておりませんので、近々、質問書が出されると思いますので、それを待って対応したいと思います。

福本会長

よろしいですかね。はい。それでは次の議題に入らせていただいでよろしいでしょうか。休憩をしようかとも思いましたけども、このまま行かせていただきます。続きましてですね、議事の括弧2でございます。公営企業の中期経営計画につきまして事務局の説明を求めます。はい、事務局。

事務局

資料は、資料の4-1から4-4までになります。4部あります。それぞれに共通する説明部分について、事務局から一括して行います。中期経営計画につきましては、水道事業、それから病院事業、そして下水道事業、それから介護老人保健施設事業の4つでございます。昨年度策定しました集中改革プランの中で、公営企業の改革につきましては、総務省から指導がございましたように、中期経営計画を平成17年度に策定して、その内容を集中改革プランの公営企業部分とみなすこととするというようなことで、プランの中に書いておりました。よって、この4つの計画につきまして、県の地方課理財係の方の指導を受けながら、あらかじめ総務省から示されていた様式がありました。それに則って策定したということでございます。本計画である集中改革プランと併せて、県への提出を求められておりましたので、既にこの部分については提出をしております。この計画の位置付けは、いわゆる、そういった集中改革プランの一部という部分と、地方公営企業の経営の総点検ということが、総務省から言われている部分があります。それでいう中期計画という位置付け、2つの位置付け、二面性を持つということになります。計画期間は集中改革プランと同じ、平成17年度から21年度までです。よってこの計画内容はプランの公営企業部分とみなすと。内容上出てきます、定員管理とか給与等につきましては、本計画である集中改革プランとの整合性を図りながらの内容になっております。経営改革に係る部分というのは、またそれぞれ独自のものがありますので、そういったものがそれぞれに示されております。改革の骨子となる大綱的な部分といえますか、柱となるような部分が主な内容になっておりますけども、こういった内容をもとに、それぞれの公営企業の中で、具体的な取り組みを行っていくということになります。現在、町のホームページにおいても公表をいたしております。本日は、詳細な説明を行うには、ちょっとボリュームが大きすぎますので、大体どういう計画であるというような部分、概略を担当の課長、局長から説明をいたしますのでよろしく願いいたします。初めに水道事業から説明をいたします。

吉田本部長

水道課長をしております吉田と申します。よろしく願いします。座って説明をさせていただきます。まず1ページを開けていただきまして、社会的背景としまして、本町の上水道はですね、すべての住民が衛生的で快適な生活を営む上で欠かせない基

本格的かつ重要な施策の1つであります。本町上水道は、昭和41年に三菱鉱業新入炭鉱専用水道を引き継ぎ剣地区で給水したことから始まり、数度の拡張工事を経て、昭和54年に給水能力10,000m³/日当りで完成し、将来の人口増や公共下水道の整備等に伴う給水量の増加に対しても対応可能な給水能力であります。次のページをお願いします。2ページですね、事業の課題のところですね、2行目になります。浄水施設のほとんどが昭和40年代から昭和50年代にかけて整備されたものであり、既に稼働後30年程度を超え、同時期に整備された主な送配水施設は布設替えがほぼ完了しています。しかし、将来にわたり安定的に給水を確保していくためには、これら老朽施設の長期的な視点に立った計画的な施設の改良が不可欠であり、効率の悪い施設を抜本的に見直し、効率的かつ低コストの施設を構築しなければなりません。また、地震等の災害発生時における被害の軽減化という観点からも着実に取り組む必要があります。また、原水を取水している浮洲池は、近年、上流の生活排水等の流入により富栄養化が進み生物（藻類）が大量に発生しており、その解決策として中間市水道局と共同で藻類抑制装置を7機設置していますが、藻類抑制の根本的な解決策とはなっていないのが現状です。厚生労働省はですね、平成15年3月、水道法第4条第2項により新たな水質基準を定め、今まで臭気項目が入っておりませんでしたけれども、臭気項目であるジェオスミン、2-メチルイソボルネオールは、平成19年3月までは暫定基準値にて運用し、4月より新たな水質基準値にて運用されることになりました。このため、臭気に関する基準値等が厳しくなり水質基準に達しないことが懸念されます。また、遠賀川水系下流に位置する本町の地理的条件から来る水質の悪化といった問題もあり、安全で良質な水を長期的に供給するため、平成17年度に、去年になりますけど「鞍手町水道水質改善検討委員会」を設置し、町議会・住民・学識経験者・行政の各代表10名の委員で、施設の改善、水源の変更、料金の改定等を含めて現在検討を行っていただいているところであります。その答申後に、次のページになりますけど4ページよろしいでしょうか。水道水質改善検討委員会の検討課題ということ述べさせていただきまして、それが終わりました、工事にかかる予定にしております。それから6ページをお願いします。水道事業のですね、経営効率策としましてはですね、平成19年の4月1日より、水道課と下水道課を統合しまして、上下水道課を新設します。現在の水道課11名と下水道課6名を、合計で17名になるわけですが、これを15名としましてですね、水道課の効果分といいますと、1人分が、11ページに職員の削減額を、水道課の平均給与で出しておりますけども、702万円とあげさせていただいております。それと8ページをちょっとよろしいでしょうか。8ページはですね、経営効率化の取り組みということで、浄水場の職員が、以前は全部職員で直営でやっておりましたけども、現在は嘱託職員でしております。将来的には運転管理業務の委託化とか、無人化とかいった方法もやっていきたいと思っております。そして料金を、低減化を目指してですね、安心安全の水道水の安定供給をしてまいりたいと思っております。以上が簡単ですけども水道事業の中期経営計画になります。

事務局

続きまして、下水道事業です。

梶栗本部員

下水道課の梶栗です。続きまして、鞍手町下水道事業中期経営計画についてご説明いたします。下水道事業は多額の設備投資を要しますが、町民生活に不可欠なサービスを安定的に供給する役割を担っています。今後も未普及地域の早期解消を行う必要があり、そのため、経費の節減、下水道使用料の見直しと収納率の向上、利用者サービスの充実に努めるとともに、中長期的視点に立った下水道経営の効率化、健全化に取り組むため、中期経営計画を策定することにいたしました。事業の現状ですが、鞍手町の下水道事業は、平成7年度に、遠賀川下流域下水道事業の採択を受け、平成8年度より下水道整備に着手いたしました。昨年度は、事業採択後10年目にあたりましたので、鞍手町公共下水道事業評価監視委員会を設置し、公共下水道事業について慎重に審議され、事業継続の答申をいただいております。事業運営の目標といたしましては、経営の健全化を図りながら事業を推進するため、中期経営計画期間内において、3つの目標に取り組めます。2ページの中ほどに、事業運営の目標、目標1、事務事業の見直しなどを視野に入れながら、職員数の削減など定員の適正管理を行います。目標2、下水道使用料及び受益者負担金の収納率の向上。収納体制の強化のほか、口座振替への促進を図り収納率の向上を図り、収納率100%を目標とする。目標3、今後多様化する住民ニーズや行政課題に迅速かつ効果的に対応できる組織とするため、平成19年4月1日より水道課との統合をします。次に6ページをお願いいたします。経営基盤強化への取り組みといたしましては、下水道使用料収納率の向上では、口座振替制度の促進を図り、収納率の向上を図ります。建設コスト及び管理コストの縮減では、平成17年度より実施しております。下水道使用料の見直しでは、一般会計からの補てんを削減し、受益者負担の原則に近づけるため、平成18年度から平成19年度まで検討いたします。また、経営削減等の取り組みによる効果額といたしましては、水道課との統合により、職員の削減で平成19年度より620万円の削減効果が見込めます。それから今後の事業計画につきましては、今年度中に弥生団地、小牧団地等の供用開始を予定しております。今後は住宅密集地である中山地区の北区、南区、西区、幸町区、城ヶ崎区、新中山区、い牟田区の整備を積極的に進めていき、町民1人ひとりが生活の豊かさを実感できる、ゆとりと潤いのある居住環境の形成を目指して下水道整備に取り組んでいきます。以上で鞍手町下水道事業中期経営計画の説明を終わらせていただきます。

事務局

続きまして、病院と老健施設の関係の説明いたします。

田中本部員

病院を担当しております田中と申します。まず最初に鞍手町病院事業の中期経営計画についてご説明いたします。病院事業は昭和40年の開設以来、地域住民の健康管理を担ってまいりました。しかしながら、少子高齢化が進み国民医療費が年々高騰し

てきており、今後の診療報酬の改正は病院経営にとって非常に厳しい内容となることが想定されます。また、当院医療圏における医療ニーズは、急性期から慢性期、そして在宅までの幅広い範囲にわたっていて、近年、ますます高度かつ複雑になってきています。このことから、医療ニーズの高度化等を考慮すると、それに応じた新たな医療機器の導入や更新、快適な療養環境の提供、必要な人員配置や幅広い医療分野での最新技能の修得を行わなければなりません。そのためには、今後においても病院経営の安定化を図るため、更なる財政の健全化が不可避の課題といえます。病院が企業として生き残るためには経営の健全化が必須であり、かつ地域住民の医療ニーズに答えるには明確な目標を設定し、職員が一丸となって取り組むことが必要であると考え、中期経営計画を策定することにいたしました。病院経営の健全化への取り組みといたしましては、まず始めに目標の設定を掲げ、目標の達成や職員の経営参画意識の高揚などを促すため、平成17年度より各部署、各委員会にバランススコアカードを導入し、プロセスの視点、患者等満足度の視点、人材の視点、財務の視点の4つの視点から諸問題の解決を図っていくようにいたしております。先ほど申しましたバランススコアカードとは、掲げた目標に対して、多角的視点から行動を起こしていき、各視点の質をバランスよく向上させるものであります。平成18年度の目標につきましては、経営健全化といたしており、この目標に対して、4つの異なった視点から行動を起こしています。初めに患者満足度の視点では、現在実施している患者アンケートにより、当院に対する患者満足度を把握いたします。次に財務の視点では、診療報酬単価の上昇や、未収金及び査定減の減少といたしております。次にプロセスの視点では、医療の質の統一や安全な医療の提供といたしております。続きまして人材の視点では、専門医の確保や各種専門的な知識を習得といたしております。これらの4つの視点を効率的、組織的に解決することにより、地域住民の健康的な生活の保持、かつ経営健全化を目指すことにいたしております。以上で鞍手町病院事業中期経営計画の説明を終わらせていただきます。続きまして、鞍手町介護老人保健施設事業の中期経営計画についてご説明いたします。介護老人保健施設事業は、平成12年度に制定された介護保険法に基づき平成13年に開設されました。高齢者の自立支援や家庭復帰を目指すため、機能訓練、看介護サービスの提供をいたしております。しかしながら、今日の少子・高齢化に伴い、高年齢層が年々増加傾向にあり、国においては介護保険制度の持続可能性を基に、介護報酬の見直しや介護保険制度の改正を行っており、施設運営は非常に厳しいものとなっております。当施設は厳しい財政状況の中、将来にわたって地域住民に信頼され、安心して安全な質の高い介護を提供していくために、経営の効率化、健全化に取り組むため、中期経営計画を策定することにいたしました。事業運営の目標及び目標達成の取り組みとしましては、事務事業等の全般を見直し、業務の効率化、簡素化に努めることなどから、健全な経営基盤の確立、介護保険情報と質の高い介護サービスの提供、職員のスキルアップと意識改革などの3つの努力目標を掲げ、健全経営の安定化と良質な介護施設サービスの提供を目指すことといたしております。まず初めに、経営計画の取り組みとしましては、経営の効率化を図るため、施設運営事業収支の状況を分析し、運営コスト等を見直しを行うようにいたしております。次に質の高い介護サービスへの取り組みとしましては、利用者、家族への

満足度を把握するため、平成18年度中にアンケート調査実施に向けての検討を行うこととし、平成19年度には保険情報の提供を行い、施設利用者の確保に努め、施設利用率の向上を目指すことといたしております。次に人材育成への取り組みとしましては、基本的な知識、技術の更なる向上を図るため、研修会等に積極的に参加するとともに、平成19年度には職員のスキルアップに必要な教育、研修体系の整備を図ることといたしております。また、平成18年度にはサービスの基本である接客研修を行い、介護施設サービスの充実を図ることといたしております。最後になりますが、平成18年度実施予定の10床増床や経費節減等の取り組みによる効果としましては、増床に伴い人件費は増加いたしますが、全体では約8600万円前後の増収効果が見込まれると思われまます。以上で鞍手町介護老人保健施設事業中期経営計画の説明を終わらせていただきます。

事務局

以上で4つの公営企業関係の、中期経営計画の説明を終わります。

福本会長

はい。ではですね、議事の2番でございますけども、公営企業の中期経営計画につきまして、ご質問、ご意見等がございましたら挙手でよろしく願いをいたします。はい、榊原委員さん。

榊原委員

立派な中期経営計画ができていますけども、ただ1つですね、私が1番思うのは、ようするに利用者サイドから見た改善計画、これがちょっと目に見えんねと。収支の改善とか、あるいはそういう方面のことはたくさん書いてあるわけですが、結果的に私たちが思うのは、いわゆる例えば、老人ホームにおいてもそうですけども、あそこの老人施設はいいよと。だから、あそこに行ったら皆いい老後が過ごせるよ。ということになれば、労せずにもどんどん利用者が来るだろうと思うんですね。お医者にしててもそうなんです。で、ある先生が、私、町立病院にかかって、20年ぐらいかかっているわけですが、ある施設を入れて、この施設高いから元が取れるかどうか心配だと、こういう話があった。その時にその先生に言った。町立病院に行けば、安心して病気を見てもらえるということになればね、何も鞍手町の人だけじゃない、筑豊の人だけじゃない、あるいは東京からでも大阪からでもどこからでもね、患者さんがいっぱい来ますよと。要は、この施設を十分に使って、どういう医療を患者さんに提供できるかということの方が問題と違いませんか。とある先生に言いました。それはそうだけど、それは一朝一夕にできるものではない。という話でございました。まあ、一朝一夕にできないにしてもですね、そういう視点での中期経営計画、人材の研修とかいろいろと書いてありますが、その人材の研修1つとってもですね、いわゆるその施設の運用面から見た、人材の育成研究であり、施設に入ってくる方、あるいは患者さんから見た、あるいは水道を利用する立場から見た経費節減とか、あるいはそういった設備の更新、そういったことが非常に重要じゃないかなと。例えば水道にしても、

施設が古くなっていますよと、30年も経っていますよと、将来なんとかせないかんですよと。だけど、なんとかせないかんの分かるんだけど、どうしようと、こうしますということは、全くこの計画の中に出てきてないんですね。金はたくさんかかるような予定だから、値上げを検討せないかんとか、そういう話はちょこちょこ見えるわけですけども、やっぱり利用する側からの目線で、もう少しこう、中期経営計画の修正が、来年からでもいいんですけども、されるともっといい計画になるんじゃないかなという思いがします。これは意見でございます。

福本会長

よろしいですか。他にございますか。はい、五百路委員さん。

五百路委員

他のことなんですけど、老健施設の件なんですけど、老健施設の入口と申しますと、自動ドアになっておりますよね。当然。それである、何というんでしょう。その、人の入る出入りですね、その分が全然その、不審者の侵入とか、ああいうのがどう考えているのかと思ひまして。普通、病院棟というのは、ほとんど入口から入った時点で見えますよね。それが事務所というのは、そういう建物の構造関係でなっているのかと思ひますが、そこら辺の安全策といいましょうか、そのような面はどのような感じで考えておいでかですね。老健施設には、私、月4回ほど行っておりますが、いつも自動ドアで入りましても、職員の方の顔も見えないし、そこら辺が、例えば不審者とか、そういう出入り等は、安全対策ですね、そういうのはどういう風に考えて、事務所を造っているのかと思ひまして、その分ちょっとお聞きしたいと思ひまして。

福本会長

はい、田中局長。

田中本部長

事務所の中に、玄関はですね、事務所に入られると、利用者の方はなかなか入ってこられないと見えない状態になってますけども、中からはですね、横の小窓と、それと中が見えないようなガラスですか、中から見えるけど、外からは見えないような形をとっていますので、大体、来られた方の分に関しては、私も時々、老健施設の方で事務をしていますので、見ると分かるようにしています。それで日中はですね、全体的に病院も含めてなんですけども、1階部分は出入りの部分で、職員、スタッフも利用者もおられます。それで夜間になりますと、あそこは施錠をして、全く出入りができないような状態で管理はしております。それと夜間の出入りに関しましては、今、病院側から出入りをするようにいたしておりますので、利用者はですね、面会等がある方は、玄関を利用すると。それと、病院と併設しておりますので、夜間の警備に関しては、警備員を1名配置して、内外の警備を定期的に巡視してもらうようにいたしております。以上です。

福本会長

よろしいですか。はい、有松委員さん。

有松委員

下水道事業についてちょっと。今、課長から、弥生とそれから小牧団地の公共下水道の供用開始が18年度ということですが、細部がわかれば、供用開始時期とそれから受益者負担金ですね。いつから支払いになるのか。今、現在の下水道は、約5%、1000人ぐらいと。弥生だけでもいいますと、人口は約1200ぐらい。それに雇用促進を入れるとですね、相当収益が上がるんじゃないかということで、どういう風に、18年度ですね、弥生、それから小牧ということですが、受益者負担金と、その時期がわかればですね、お願いしたいんですが。

福本会長

はい、梶栗課長。

梶栗本部長

あの、弥生団地につきましてはですね、今、各家庭の排水設備の調査をいたしております。それが終わり次第、接続する予定であります。それで受益者負担金につきましては、来年の4月1日に賦課する予定であります。具体的な話は、後、区長さんを通して説明いたしますのでよろしく願いいたします。

福本会長

それではですね、議事の3番目に進行させていただきます。もう少しでございますので、しばらくご辛抱していただいてよろしく願いしたいと思っております。第3次改革における未実施等項目の取り扱いにつきまして、説明をよろしく願いいたします。

事務局

資料の5をご覧ください。第3次改革項目及び関連改善項目のうち課題等の残っていたもので第4次プランに引き継がない項目の取り扱いについて、一覧表にしたものです。ここに掲げているものについては、それぞれの担当課でプランに掲げずにやっていっているという風にご理解ください。ここで関連項目という風に言いましたが、第3次改革の中で項目としてあがっていたものの他に、事務改善委員会が、職員から提案として集めた事務改善に係る項目なども、この資料の中の一覧には含まれております。この表に掲げている項目以外で課題等の残っていたものについては、第4次プランに引き継いで、具体的改革項目、または関連する項目として、実施あるいは検討をしております。全部で11項目、この資料の方にはあがっております。実施、または検討するものについては、それぞれの担当部署で取り組んでおります。実施できないものというものが、実は3項目あがっております。7番と10番と11番になります。7番の、町営住宅の譲渡処分の関係なんですが、第3次の取り組みの中で、新北の町

営住宅の譲渡処分について、地元のご要望があった中で、そういったこういう項目ができて、進めていこうということになったんですけれども、実際には、1軒1軒というものが譲渡できるなら、少しずつでも進むかもしれませんが、この譲渡承認の基準で、1団地、1ブロックごとでしか譲渡できない。その中で、自分のところは譲渡してもらわなくていいよという人が1人でもいると、譲渡できないという状況でなかなか難しい、現状としては難しいということで、実施不可としております。それから10番目の、学校給食共同調理場の広域調理場建設。この関係につきましては、第3次のプランの策定時点では、市町村合併を視野に入れまして、この4町、旧鞍手郡4町での広域調理場建設をしてはどうかというような部分の協議がございました。そういった部分での項目になっておりましたので、現状としてはちょっとそぐわない部分になりましたので、これも実施不可としております。それから11番目の、衛生センター施設の縮小の関係ですが、これも下水道が徐々に普及していく中では、衛生センター施設の利用率、稼働率も落ちてくるだろうということだったんですが、現状としては、まだかなり処理が行われているというようなことで、まだ現状としては具体的に縮小していくという方向にはならないということで、このような形にしております。簡単ですけども説明いたします。

福本会長

それではですね、議事3番につきまして、何かご質問等ございましたら挙手でよろしくをお願いいたします。ご質問、ご意見ございませんか。ございませんね。はい、ありがとうございます。では続きまして、議事の4番でございますが、その他でございますけども、何かですね、各委員さんから事務局の方にご要望等ございましたら。何かございますでしょうか。よろしいですか。それでは事務局から何かございますか。はい、どうぞ。

事務局

本日の会議の委員報酬の支払いにつきましては、後日、それぞれ事務局の方から参りまして、お支払をさせていただきたいという部分をよろしくをお願いいたします。あと、本日の、この会議の議事録ができましたら、ホームページ等で公開公表をしていきますし、広報誌の中でも、こういった経過については報告させていただきたいと考えております。以上です。

福本会長

ではですね、大変長時間にわたりまして、いろいろなご質問、ご意見をいただきまして、本当にありがとうございました。これをもちまして、平成18年度の第1回鞍手町行財政改革推進委員会を閉会させていただきます。本当にありがとうございました。